

# ジョン・ロック『寛容論』の包容・寛容策（一）

—— 同時代の関連諸論考における位置 ——

山田園子

- 一 本稿のねらい
- 二 現行国教会護持
- 三 包容的国教会（以上本号）
- 四 主教制国教会と非国教徒寛容
- 五 非国教徒の信仰の自由
- 六 包容・寛容策
- 七 ロックの包容・寛容策

## 一 本稿のねらい

本稿のねらいは、同時代の関連諸論考におけるジョン・ロックの『寛容論』の位置づけと独自性を検討することにある。別稿で指摘したように、一六六七年に稿が起こされたロックの『寛容論』は、たんに非国教徒への寛容を主張するのではなく、その前提として、現行主教制国教会を包容的国教会へと再編することを考える。その点で、『寛容論』は寛容のみを求めのではなく、包容・寛容策を言うものである。包容策をとくに意識したときに、ロックはそれを

「広教主義 Latitudinisme」という語で呼び、その内容として、陪餐資格の拡大、教義や礼拝規定の緩和と簡素化を言う。この主張の背後には、現行主教制国教会にたいするロックの激しい嫌悪があった。彼の見るところ現行主教制国教会は、キリスト教界に紛擾をもたらす本質的な要因を抱える。それは、聖職神授権説をたてに、難解な教説に固執し、聖職禄を独占し、世俗統治者を利用して暴力的な宗教統一を強行するからである。ロックは国教会制度の存在自体はけつして拒否しないが、主教制国教会に替わる新たな国教会制度を望んでいた。<sup>(1)</sup>

とはいえ、『寛容論』は包容・寛容策を、それとして詳細に展開するわけではない。本稿のねらいは、国教会再編と非国教徒寛容にかかわる当時の幅広い議論のスペクトルの中で、ロックの包容・寛容策の内容と特徴を浮かび上げさせることにある。そのスペクトルは、寛容策はもとより包容策さえ拒否する現行国教会護持派から、国教会制度をもそも拒否するクエイカー等のセクトにまで至る。また、包容策、寛容策を支持する人々の間でも、その策をめぐる考え方は一様ではない。『寛容論』は「ここ数年の間、われわれの間でかくもたいそうに議論されてきた」問題への一解答だった<sup>(2)</sup>。本稿では、『寛容論』の背景にある多様な議論を描き出しつつ、当時の論争の文脈における『寛容論』の位置づけや独自性を明らかにし、さらに同時代の関連諸論考が『寛容論』につきつけた課題をあぶり出したい。

## 二 現行国教会護持

王政復古による国教会復活は、国教会側と非国教徒との対立を表面化させた。統一法を含むクラレンドン法典と通称される一連の弾圧立法は、クロムウェル時代の相対的な宗教的自由を除去し、非国教徒を国教会の敵に追いやる。非国教徒は、弾圧立法への反発を強めるものの、一致団結した対応をとれず、他方、国教会側にも、非国教徒の処遇

にかんして統一見解があつたわけではない。一六六七年の集会法失効によつて、非国教徒の処遇を考え直す機運が高まるが、逆にそうした機運への反発も生じた。ロックは当時の議論に精通し、国教会徒と非国教徒両者の存在を見せる。宗教的な分裂や対立は社会の崩壊につながる、という保守的な国教会徒の問題意識をロックは共有する一方、宗教統一の強制がもたらす社会的効果や、非国教徒の反発を見逃さなかつた。

復古後、一六七〇年代初頭までの宗教政策をめぐる議論は、五つに大別される<sup>(3)</sup>。

第一に、国教会の再編、ましてや廃止は望まず、非国教徒の弾圧を主張する。

第二に、国教会の儀式等を見直し、その見直しに呼応する非国教徒を国教会に包容する用意はあるが、包容できない非国教徒には弾圧を主張する。

第三に、国教会は非国教徒の包容を拒否して現行主教制を堅持する一方で、非国教徒を弾圧せずに寛容する。

第四に、国教会制度や教区制度をそもそも認めず、非国教徒への寛容と宗教的自由を強く望む。

第五に、国教会を再編して非国教徒の一部を包容し、かつ包容できない非国教徒の相当多数を寛容する。

右の分類の内、第一項の議論を展開したのが現行国教会護持派である。彼らは現行主教制国教会の維持存続を強く主張し、非国教徒にはもつとも冷淡だった。本稿では彼らを護持派と呼んでおく。護持派の主だった者としては、ロジャー・レストレンジ、サミュエル・パーカー、リチャード・ペリンチーフ、トマス・トムキンズなどを指摘できる。レストレンジは内戦時から熱心な国王派であり、復古後一六六三年には出版検閲官となつて、刑死者を出すほどにその職を厳格に遂行した。一六七〇年代末からの排斥危機時にも非国教徒とホイッグを激しく非難し続け、彼には好意的だつたジェイムズ二世の信仰許容策にさえ反対した。パーカーは青年期には長老派の厳格な教育を受けたが、復古後イングランド教会員となつた。一六六三年にカンタベリー大主教となつたギルバート・シエルドン、さらにジェ

イムズ二世の愛顧を受け、教会内での昇進を続けて、一六八六年にはオクスフォード主教になる。ロックは彼を出世欲の塊と見たが、主教達の間でさえ彼の人物評はかんばしくない。ソールズベリー主教をつとめたギルバート・バーネットは、「判断力に欠け、徳は無に等しく、宗教的には不敬虔と言つてよい」とまで彼をこき下ろした。ペリンチーフは、一六五〇年に禄から放逐されたが、復古時には復帰して、ウェストミンスターやロンドンなどの聖堂付受禄聖職者などをつとめた。聖職のかたわら、天然痘で亡くなったウィリアム・フルマンの仕事を継いで、チャールズ一世の著作集『バシリカ』を一六六二年に、またフルマンのノート等をもとに、チャールズ一世の伝記を一六六七年に編集、出版した。トムキンズは、教区牧師のかたわら、シエルドン付説教師や検閲官補佐をつとめ、ジョン・ミルトンの『失樂園』の出版禁止を考えたと言われる<sup>4)</sup>。

彼らは、総じて熱心な国王派であり、内戦期には非国教徒のせいで国王が殺され、自分や仲間も迫害された、という被害者意識を共有していた。大主教シエルドンの庇護下、言論界にたいして強力な権限を行使する者も目立つ。彼らは、ジョン・オウエンのような寛容を望む非国教徒を名指しで非難し、逆に非国教徒から論駁を受けた<sup>5)</sup>。

彼らに共通しているのは、教会と国家、すなわち、信仰共同体と世俗共同体との本質的一体性を重視し、国家の統一は宗教の統一によつてこそ保てる、と考えた点にある。国家における宗教統一があつてこそ、「公共社会の善」、「公共の福祉」の維持、通商の拡大、国民の生命と財産の確保が可能になる。したがつて、統一法等の厳格な執行によつて現行主教制国教会を堅持することが必要だつた。彼らはクラレンドン法典を苛酷な法律とは見ない。彼らによれば、これらの法は、国家の平穩のために礼拝方法や儀式という外的行動への一致を促すのみであつて、内なる良心自体に暴力的な強制を加えるものではなく、それどころか一定人数の集会は認めるからである。国家の法律に逆らつて自己の良心を主張することは、彼らにとつて、「公的な法」に「私的な躊躇」をもちこむこと、「私的な良心」を「政治社

会の尺度」にすることに他ならなかつた。<sup>(6)</sup>

現行主教制国教会による宗教統一を求める彼らは、非国教徒について、次の二つの共通した認識をもつ。

第一に、あの世での報償の期待と罰の恐怖を抱かせる宗教は、統治者への服従確保と世俗社会の紐帯に不可欠である。この点で人心が分裂すると、人々を共通の利害で統合できない。したがって、良心の自由にもとづく宗教上の異論の主張は、宗教統一の妨害となり、それは「国家の平和と幸福」を損なう。<sup>(7)</sup>

第二に、非国教徒を寛容すれば、彼らは数と力を増大させ、それぞれに連帯を強める。彼らは自身の熱狂に駆られて、他の者を屈服させるまで戦うので、人々は戦争状態におかれ、その結果、国家は内部分裂によつて解体する。<sup>(8)</sup>

彼らは、非国教徒の存在を許せば、かつての内戦期のように党派抗争と叛逆を招き、無政府を結果すると恐れる。彼らの叛逆行為には限度がなく、それに比べれば殺人や魔術の方が、おのずから制約があるのでまだましだ、とさえ言う論者もいた。<sup>(9)</sup> 誤謬拡大と悪い結果の防止のためには、たとえ暴力的な強制が非国教徒に向けられようと、それはやむをえないと彼らは考える。とくにパーカーは次のように明言する。

「私利は公共善に服すべきである。両者が両立せず、どちらかが我慢する以外に策がなければ、共同体全体よりも少数者が滅びればよい。……時として無垢の人間が罰を受けることもありうるが、それは、無垢の人間が我慢する方が、公共の福祉に役立つからである……。あらゆる社会は法と罰によつて統治される必要がある、そのさいには少数の個人にふりかかる不運にかまっていられない。法が効力をもつ限り、そういうことは避けがたい。<sup>(10)</sup>」

彼らにとつて「公共善」や「公共の福祉」とされる現行主教制国教会の維持、及びそれによる国家統一のためには、非国教徒に象徴される個人や少数者が犠牲にされても当然だった。しかもそれは、信仰や宗教上の抑圧ではなく、「社会の公共的平和と利益」を確保するための、あくまで「政策」上の要請とみなされる。<sup>(11)</sup> こうした非国教徒観や「公共」

観をもつ彼らは、寛容はもとより包容にも反対した。とくにトムキンズは、包容や寛容を望む非国教徒を、「厚かましい乞食」と罵倒した。彼が非国教徒を「乞食」呼ばわりしたのは、非国教徒ジョン・ハンフリーが護持派の「公共」観を論難したからである。詳細は後述するが、ハンフリーは統一法によって放逐された非国教徒牧師で、パーカーの文書などにも反論を書いた。トムキンズを激昂させたのは、ハンフリーの次の文章である。<sup>12)</sup>

「『公共の利益』と『安全』というもつともらしい言い分で、神が冒瀆されてきた。事態を正しく考えれば、そんなやり方で『公共社会』がかつて利を得たことなどなかったことが分かるだろうし、将来そうなるだろうとも思われな  
い。……人は共通善を語ったり、唱えたりするが、だれも『私』利を考えずに、神冒瀆の手先にはならないだろう。  
……教会収入は王にどのくらい支払われているのか?……経験に立つてものを言うなら、教会をだめにして喜んで  
た者達は、王の確たる友人とは必ずしも限らない。罰金で得たあの金について言えば……それは『善行』のために使  
われたらしい。……大聖堂の修繕と装飾はたいへん『善い』、『高価な行い』だ。……年八〇ポンドかかる牧師館の建  
築や増築も『善い』、『偉大な行い』だった。……こんな事態を考えれば、多額の金が聖職者の懐へと実際にころがり  
込んだことが分かるだろう。」<sup>13)</sup>

ハンフリーは、「公共の利益」や共通善が、国教会聖職者の「私」利追求の口実にされたと憤る。だが、トムキンズ  
にとつては、非国教徒こそ「公共」概念を悪用する。非国教徒が良心に従った集会の自由を求めることを、トムキン  
ズは「頭のくらくらするような熱狂に公共の自由を言い張る」とし、包容や寛容を求める非国教徒を、ハンフリーの  
文章を念頭に置いて「他人の財布で太る、何と情け深くも公共精神に燃えた」「乞食」と呼んだ。<sup>14)</sup>

トムキンズを含め護持派は非国教徒に寛容も包容も認めなかった。彼らが寛容に反対する理由は次の三点に整理で  
きる。

第一に、寛容を本当に主張すれば、異教徒や教皇教徒への寛容を拒否できない。

第二に、寛容は異論を容認することだが、そもそも異論が生じるのは、異論を唱える者達が法に服従せず、対立を好むことに由来する。

第三に、寛容は非国教徒を増強させて、各党派の連帯を強化させ、互いの対立を招いたあげく、内戦時のように国家を分裂させる。<sup>15)</sup>

さらに、彼らが包容に反対する理由も三つある。

第一に、包容を支持、主張する人々は、国教会が包容する対象として一部の長老派を考える。だが、長老派は内戦時に平和を破壊した最初の党派であり、国教会と長老派との間で妥協や一致はありえない。

第二に、どこまで国教会を緩め広げたらよいか、その「適正程度 due latitude」は不明である。さらに、だれを包容し、だれを排除するかを、どのようにして誰が判断、決定するのか。結局、包容は党派と異論を増大させ、普遍的な寛容に帰着する。

第三に、包容は国教会体制の穏和化と言われるが、それは日常的な宗教活動において相反する主張や実践を許すこと、そして教会や国家が平和のために制定した命令や法を除去することである。ペリンチーフは包容を、王や議会の「売春行為」とまで極言した。<sup>16)</sup>

包容も寛容も拒否して、現行主教制国教会による強硬な統一を望む彼らは、しかし、非国教徒の「根絶」が不可能だとは気づいていた。彼らにとつては忌々しいこの認識は、クエイカーは人間の意志の制御の効かない「国家の恥部」という暴言に走らせることもあれば、一種の諦念から黙許や寛容をしぶしぶ言う護持派も出た。非国教徒は国家の病だと評したハリファックス侯、ジョージ・サヴィルは、非国教徒への厳格な法の執行を言うかたわら、一種のお目こ

ぼしとしての「黙許」、つまり違法、不当としながらも容認する工夫が要るとした。また、ペリンチーフは、非国教徒を根絶できないなら耐えるしかない、という意味で「寛容」を言い、そのさいには、非国教徒の叛乱を防ぐために常備軍が必要だと言う。ただし、常備軍は国教会にとつても脅威になると彼は案じ、そのため、こうした「寛容」策は「真の宗教の自由」を守るための、あくまで最後の手段とみなした。<sup>(17)</sup>

### 三 包容的国教会

右の強硬な護持派に似て非国教徒に寛容を認めないが、国教会にある程度の改変を加える用意があり、その一環として一部の非国教徒の包容の可能性を語るのが、ギルバート・バーネット、エドワード・ファウラー、サイモン・パトリック、ロバート・サンダーソン、トマス・スプラットなどである。本稿ではこれらの人々を包容派と呼ぶ。この内、ファウラーとパトリックは、「広教主義者 Latitude-Men または Latitudinarians」という言葉を積極的に使用し、広教主義の正確な理解と擁護をねらった文書を発表した。

スコットランド生まれのバーネットは、一六六七年にはエディンバラ近郊のハディントンで牧師となり、一六六九年以降五年近くグラスゴー大学の教授をつとめた。その後、ロンドンで排斥危機にまきこまれてオランダへ亡命する。ウィリアム王とともに帰国して、王室説教師やソールズベリー主教となった。彼は、スコットランドにおける主教制教会と長老制教会のそれぞれの強硬な支持者の対立にまきこまれ、両者を批判し、また両者から嫌悪と不信を買った。先に記したようにパーカーを軽蔑する一方、ベンジャミン・ウィッチカット、レイフ・カドワース、ヘンリー・モアら、ケンブリッジ・プラトニストと呼ばれる人々の新しい学風を好評価していた。<sup>(18)</sup>



フアウラーはロックの友人であり、ロックの死の直前まで書簡を交わす仲だった。彼の父と兄は統一法によって祿から放逐され、自身も一六六四年まで祿を得なかったとされるが、その後は国教会に信従した。一六九一年には、ジヤコバイト派やノン・ジュアラールに反対した功績が認められて、グロスター主教となる。一六七〇年に『広教主義者と呼ばれる人々の主張と実践』を刊行する。この文書が自由義認の教説をあいまいにするという非難を契機に、一六七一年以降バクスターと友好的な書簡を交わすこともあった。詳細は後述するが、バクスターは包容・寛容策を支持し、国教会徒と非国教会徒との和解に努力した人物である。<sup>19)</sup>

パトリックは一六四〇年代半ばに長老派による叙任を受けたが、その後、主教制を支持するようになり、王政復古後は三〇年近くロンドンで牧師職をつとめた。名誉革命後、チチェスター主教、エリー主教を歴任し、主教職の間、国内はもとより海外植民地伝道の促進を目的とするSPCK（キリスト教知識普及協会）とSPG（福音宣布協会）の創立に深く関わる。一六六二年に『広教主義者という新派の概略』を出版し、「広教主義者」と呼ばれる、国教会の統治や儀式にある程度の寛大さを導入しようとする一部の国教会徒を擁護した。彼は、一六六〇年代中葉に『信従派と非信従派との間の友好的討論』（以下『友好的討論』と略す）の初版を出し、それ以降その版を重ねるほか、類似のタイトルの論考を一六八〇年代まで発表し続けた。『友好的討論』というタイトルとは裏腹に、五マイル法を支持するなど、本質的には「信従派」つまり国教会支持の文書であり、パーカーはこれを好評価するが、バクスターは「陰険悪辣な」文書と見た。その討論形式による教会問題の論述は、同時代人に大きな影響を与え、レストレンジの『寛容を議論する』（一六七〇年）やバーネットの『信従派と非信従派との間の穏健かつ自由な協議』（一六六九年）の記述形式は『友好的討論』のそれを踏襲している。<sup>20)</sup>

サンダーソンは、内戦前から王室説教師になり、一六四二年にはオクスフォード大学の欽定講座担当教授になるな

ど、王の庇護を受けた。内戦中に教授職や禄を剥奪され逮捕された彼は、クロムウェル政権を合法的権威とみなさず、究極的な忠誠対象を王に置く論陣を張ったこともある。復古後は教授職、及びリンカーン主教として聖職に復帰した。サヴォイ会議で指導的な役割を果たし、共通祈禱書改訂の試みに加わる。この種の試みは彼にとって初めてではなく、内戦勃発直前にも長老派との間で協議をもったことがある。一六六三年に没したが、没後も彼の著書は出版され続けた。一六六〇年代のロックがサンダーソンに負うものは大きいと言われる。<sup>21)</sup>

スプラットは、詩人としてオリヴァー・クロムウェルの死を悼む作品を発表したこともあるが、王政復古とともにバッキンガム公付説教師やリンカーン聖堂付受禄聖職者となった。一六八〇年にはバーネットとともに庶民院で断食日説教をおこない、一六八四年にロチェスターの主教となる。彼を有名にしているのは『ロンドン王立協会の歴史』を出版りである。彼は、一六六〇年のロンドン王立協会創立に関与し、一六六七年には『ロンドン王立協会の歴史』を出版した。この書はヘンリー・スタップの攻撃にあう。スタップとパトリックの対立については、異論もあるが、ジェイムズ・R・ジェイコブは次のように解釈している。王立協会による科学や自然哲学の振興は国教会の生き残り策の一つだった。新しい科学によって超自然的な教理を解明できれば、確たる基盤の上に国教会を確立、発展させられるという期待があったからである。だがスタップにとって、王立協会と国教会とのこうした連携は、社会と学識にたいする聖職者支配を温存、強化させるものでしかない。科学の助けを借りて国教会を存続させるのではなく、世俗化又は非キリスト教化と言えるほどの、知識や社会の根本的改革をスタップは望んだ。<sup>22)</sup>

これらの包容派には、自身や家族の体験をもとに、非国教徒の動向や見解をいったんはわが物とした者、または身近に見聞した者が目立つ。護持派に似て、彼らも教会と国家の本質的一体性を主張し、非国教徒の存在はその一体性を崩壊させるといふ認識をもつが、パーカー達のように非国教徒の迫害を露骨に主張することはない。国教会の存続

や発展のために、伝道、教理の理解や聖職者教育において、新しい手法や学問を摂取、開発しようとし、国教会の改編の必要性を認識して、それに呼応できる非国教徒がいれば、彼らを包容する用意があった。こういう傾向をもつ人々を、護持派は広教主義者と非難する。だが包容派は、護持派とは別個の一枚岩の主張や集団を、自覚的に形成していったのではない。先に示したように、護持派がパトリックの『友好的討論』を高く評価することもあれば、バーネットがそれを非国教徒に少々厳しいと評し、長老派の叙任の問題について論争をかえって激化させた、と嘆じることもあった。<sup>(23)</sup>

総じて包容派は、護持派と同様、主教制国教会を支持し、国家への服従と教会への信従を不可分のものとして考える。彼らは皆、非国教徒の言動が統治の転覆や、社会の平和と秩序の妨害につながると恐れた。なかでもパトリックは、自己の良心をたてに非国教徒が国教会に服従しない事態を、「公共善」や「公共の福祉」の観点から論難する。彼はまず次のように言う。

「イングランド教会とイングランド王国は同一の人間社会である。……イングランド王国にとって真に善であるものは、イングランド教会にとっても悪ではありえず、イングランド教会にとつて真に善であるものは、イングランド王国にとつても悪ではありえない。<sup>(24)</sup>」

教会と王国にとつて何が善かを判断し、法を制定して施行するのは、統治者である。統治者の命令が人々の善にかなっているか、統治者の法が「公共善」のためになっているか、統治者の意志と神の意志が合致しているか、そんなことを判断する自由も力も臣民にはない。というのも、目先の「私利」、「自分達の福祉」を超えて全体の善を志向し、共同生活の利益を考へることができずはごくまれだからである。上に立つ権力、法の制定者、王位にある者が「公共善」や「公共の福祉」を判断し、その実現を義務づけねばならない。<sup>(25)</sup>

非国教徒が教会に信従しないのは、教会に逆らうだけでなく、統治者に反逆することでもあった。教会が「公共秩序」維持のために用いる礼拝や祈禱の様式を、統治者が定めるからである。非国教徒が良心を理由にして教会を拒むことは、教会にかんする法からの解放を望むこと、ひいては世俗の法からの解放を望むことに他ならない。それは良心の追究や良心の自由を意味しないとパトリックは言う。<sup>(26)</sup> この関連でバーネットは、個人の良心を検証する二つの準則として、統治者への服従と清らかな心を指摘する。パトリックやバーネットにとって、良心に導かれている人間の状態とは、国法に服従し、かつ教会に信従していることだった。<sup>(27)</sup>

良心問題については、パトリックはサンダーソンの文書への参照も促している。彼が注目したのは、かりに法が悪意をもって制定され、公共社会に不利益や害をもたらす場合にも、臣民はその法に服従すべきだという議論である。<sup>(28)</sup> サンダーソンがこのように言う理由は、第一に法を吟味、判断するのは臣民の力を超えること、第二に不正があったとしても、それは命じた側の不正であり、その法で害があっても臣民の責任ではないこと、そして第三に統治者が制定した事柄を判断する自由を臣民に許せば、教会と国家の統治の転覆につながると恐れたことにある。<sup>(29)</sup> この恐怖はフアウラーも共有し、統治者の命令や法は、かりに臣民にとって不便であり不当であるとしても、服従されるべきだと主張した。<sup>(30)</sup>

こうした議論を展開する包容派の非国教徒観は、次の二点に整理できる。

第一に、非国教徒の「私的な会衆」は「公共にかんする神の命令」を放棄する。<sup>(31)</sup> 非国教徒の良心の自由は「私利」や「自分達の福祉」を追求するものにすぎず、「公共善」や「公共の福祉」の妨害にしかならない。こういう非国教徒の良心をフアウラーは「利己的、私的な霊」と呼んで嫌悪した。<sup>(32)</sup>

第二に、非国教徒が「公共善」や「公共の福祉」に対立する原因として、彼らの熱狂、理性軽視、霊の強調が指摘

される。こうした性向は、彼らに穩健な言動や妥協の可能性を失わせるだけでなく、「自身の私的関心に向かい、公共の害になることを帰結」させる。<sup>(33)</sup>

第一の非国教徒観は護持派にも共通するが、第二のそれは包容派の論考に顕著である。包容派の文書には、理性 *reason*、合理的・理性的 *rational*、道理、道理ある *reasonableness*, *reasonable* という言葉を用いて非国教徒の言動を非難する文章が目立つ。護持派は非国教徒の徹底的な弾圧を望んだが、包容派は非国教徒の熱狂を冷まし、国教会の道理を説いて、非信従の原因や口実となるものを除去する方策を探ろうとした。この点でスプラットの次の言は象徴的である。

「大衆の情念の凶暴な潮流に抗う必要は必ずしもない。……もつとも安全な方法は、その力にまっすぐ船のへさきを向かわせるが、岸づたいに進んでゆつくり風向きを読み、穩やかに気づかれないう少しずつ、自分達に有利な変化を利用することだ。こうした深慮を無視したために、才知ある者さえ敵対者の大群におしつぶされた事例は、頻繁に見られる。<sup>(34)</sup>」

スプラットにおいてこの「深慮」は王立協会という形で具体化される。それは新しい学識とくに自然哲学の振興によつて、超自然的な事柄の理解を進めるためのものである。「何が自然に従っているかをまず知ることが、超自然的な事柄を正しく理解するためのよい手順となる。」こうした自然哲学の振興は、キリスト教を哲学の一派にして「理性」の枠内に宗教を押しこむものではない。新しい学問の振興に期待されたのは、「イングランド教会」の教理と規律を非国教徒に周知させ、その信仰の「道理」に注目させて、「人間の心の自由と統治の安泰」を守ることである。スプラットは、それが他の何よりも、「人類の普遍的理性」にふさわしいことだと考えた。<sup>(35)</sup>

王立協会が自然哲学の振興によつて国教会の外部から教会を支えるのであれば、国教会内部で「深慮」を行使し、

護持派とは異なる考え方や方法で教会を支えようとするのが「広教主義者」と呼ばれる人々である。包容派は広教主義者と呼ばれる集団を自覚的、意図的に形成したのではないが、広教主義的な主張に支持、共感を寄せた。ファウラーやパトリックのように、広教主義・広教主義者の言葉を積極的に使って、擁護の論陣を張った者もいる。包容派の内、宗教や教会に新しい学問、知識、方法を導入することに目立って積極的な人々を、護持派が広教主義者と呼んで非難したものと考えられる。護持派は彼らを異端者、及び王や教会にとって危険な存在だと非難し、他方、非国教徒も彼らを、新しい哲学に追随して人間の理性を強調すると非難した。さらに義認や予定等の教理をめぐって、包容派や広教主義者はアルミニウス主義者だという疑いをかけられることもあった。<sup>(36)</sup>

だが、広教主義者はあくまで国教会支持者であり、新しい学問等の導入も国教会の発展のためである。事実、非国教徒は彼らを「羊の皮をかぶった狼」と呼んだ。スプラットにおいて、「深慮」、信仰の「道理」、人間の「理性」は、「別の世にかんするわれわれの見解に」「ほんのわずかの変更」をも許さず、国教会の存在や考え方とけっして矛盾対立するものではなかった。ジョン・ステイリングフリートは、アシュリー・クーパーに献呈した文書で、宗教は高度に「合理的」であり、無神論はこの世の最たる「非道理」としつつ、「正しい理性と判断力の活用」は「神の公共礼拝」を守るものと明言する。さらにサンダーソンは、統治者の至高の権力に抵抗しないということが、キリスト教徒の本分であり、かつ「正しい理性の光」に適うと主張した。ファウラーやパトリックは、広教主義者を忠実な国教会徒だと強く擁護し、彼らを国教会から排除すれば、教会を無力化し、教皇主義者と長老派の二つの敵につけこむ隙を与える、と恐れた。<sup>(37)</sup> (この項続く)

(1) 山田園子「ジョン・ロック『寛容論』における非国教徒観」広島法学、第二七巻第二号、二〇〇三年。

- (2) John Locke: *An Essay concerning Toleration*, 1667, AI (1). 『寛容論』のテキストについては、山田による科学研究費補助金研究成果報告書があるが、この修正・最新版については、次のホームページ上のファイルを参照。引用のさいの丁付けは、このファイルに従う。 <http://www.law.hiroshima-u.ac.jp/profhome/yamada/Locke.html>
- (3) G. Clark: *The Later Stuarts 1660-1714*, Oxford, Second Reprinted Edition 1988 (First Published 1934), pp. 18-19. J. Coffey: *Persecution and Toleration in Protestant England 1558-1689*, Harlow, 2000, p. 12.
- (4) 本稿で紹介するテキストの略歴は、この『Dictionary of National Biography, CD-ROM Version 1.0, Oxford University Press Software, 1995』及び F. L. Cross and E. A. Livingstone (eds.): *The Oxford Dictionary of the Christian Church*, Oxford, Second Edition 1974 (First Published 1957) を参照した。この注記は、これの以外に使用したものを記す。 A. G. Matthews: *Walker Revised*, Oxford, Reissued 1988 (First Published 1948), p. 38. Mark Goldie (ed.): *Locke Political Essays*, Cambridge, 1997, 'On Samuel Parker' (1669-70). *Bishop Burnet's History of his own Times*, abridged by the Rev. Thomas Stackhouse, Everyman's Library, Reprinted 1910 (First Edition 1906), p. 95. Anthony A Wood: *Athenae Oxonienses*, edited by Philip Bliss (1818-1820), 4 vols., Georg Olms Verlagbuchhandlung 1969, 'The Life of Anthony A Wood', pp. lxxi, clxix; Vol. III, pp. 1046-1048; Vol. IV, pp. 225-235, 241, 872.
- (5) たゞやぢ [R. Perrinchief:] *Indulgence not Justified*, London, 1668. 本邦ハンズオン・ローレンスらの訳論である。非国教徒からの論議の内 Andrew Marvell: *The Rehearsal Transpros'd* (1672), edited by D. I. B. Smith, Oxford, 1971 は激烈な巧みなパーカー批判で有名。この文書のこなれた訳として、アンドルー・マーヴェル『「リハーサル」散文版』(吉村伸夫訳)、松柏社、一九九七年。チャールズ二世がこの文書に大喜びしたので、検閲官のレストレンは発禁措置をとれなかった。A. Marvell: *op. cit.*, 'Introduction', p. xxii.
- (6) Roger L'Estrange: *Toleration Discuss'd*, London, 1670, pp. 13, 24, 27-28, 38, 42, 80, 121-124, 143-147, 168, 187. Samuel Parker: *A Discourse of Ecclesiastical Politie*, London, 1670, The Preface, pp. xxii, xlvii-xlviii; pp. 12, 62, 89-90, 143-144, 220. [Richard Perrinchief:] *A Discourse of Toleration*, London, 1668, pp. 15, 26, 33-34, 43. [Thomas Tomkins:] *The Inconveniencies of Toleration*, London, 1667, p. 6.
- (7) R. L'Estrange: *op. cit.*, pp. 40-42, 142-143, 169-171, 199, 205-206, 234. S. Parker: *op. cit.*, pp. 12, 142-144, 156.





- Principles and Practices, of certain moderate divines of the Church of England, abusively called Latitudinarians*, London, 1670. (ロッキンは一六七一年の第二版を所持していた。本稿では第二版を使用した。) J. Harrison and P. Laslett (eds.): *The Library of John Locke*, Oxford, Second Edition 1971 (First Edition 1965), no. 1163.) N. H. Keeble and G. F. Nuttall (eds.): *Calendar of the Correspondence of Richard Baxter*, 2 vols., Oxford, 1991, letter nos. 847, 854, 857, 862. M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, London, 1696, Part III, p. 85. M. Goldie and J. Spurr: 'Politics and the Restoration Parish: Edward Fowler and the Struggle for St. Giles Cripplegate', *English Historical Review*, Vol. CIX, No. 432, 1994, pp. 582-584.
- (20) S [ymon]. P [atrick]: *A Brief Account of the New Sect of Latitude-Men*, Cambridge, 1662. この文書が登場する「広教主義者 Latitude-Men, Latitudinarians」という語が、復讐後の国教会内における、本稿で述べるような一定の考え方をもち人々を指す。この語の用例は、この意味でこの語が文書に使用された最初の事例とされている。(Oxford English Dictionary, CD-ROM, Oxford University Press, Second Edition 1999.) 本稿で使用した『友好的討論』は、一六六八年十一月にトムキンスの出版許可を得た次の版である。[Symon Patrick:] *A Friendly Debate between a Conformist and a Non-conformist*, London, 1669. (マントンのSICカタログは『友好的討論』の一六六六年版をエントリーからは「現物の所在については明記せず、後年の版への参照や本々」を *Wing Short-Title Catalogue 1641-1700*, CD-ROM, Chadwyck-Healey, 1996.) S. Parker: *op. cit.*, The Preface, pp. xiii-xiv. M. Sylvester (ed.): *Reliquiae Baxterianae*, Part III, pp. 39-40.
- (21) A. A Wood: *Athenae Oxonienses*, Vol. III, pp. 623-631. 山田『イギリス革命の宗教思想』御茶の水書房、一九九四年、八九一九ページ。サントアマンのロッキンの言及については、たとえば J. Locke: *Two Tracts on Government*, edited by P. Abrams, Cambridge, 1967, pp. 170-171, J. Locke: *Essays on the Law of Nature*, Oxford, Reprinted 1965 (First Edition 1954), pp. 117, 139, 175, 181, 183, 185, 187, 199, 203, あるいは M. Goldie (ed.): *Locke Political Essays*, 'On William Sherlock' (late 1690 or early 1691), pp. 314-315. など。ロッキンはサントアマンの王権神授説を容れなかつた。 *Ibid.*, 'A Letter from a Person of Quality (Extract)' (1675), pp. 364-365.
- (22) R. L. Greaves and R. Zaller (eds.): *Biographical Dictionary of British Radicals in the Seventeenth Century*, 3 vols., Brighton, 1982-1984, Vol. III. *Locke's Correspondence*, Vol. I, no. 75. James R. Jacob: *Henry Stubbe, radical Protestantism and the early Enlightenment*, Cambridge, Paperback Edition 2002 (First Published 1983), Introduction, and Chapter 5.



- (55) [G. Burnet :] *A Modest and Free Conference betwixt a conformist and a non-conformist*, p. 89. T. Sprat : *The History of the Royal Society of London for the Improving of Natural Knowledge*, p. 51. J. Stillingfleet : *Shecinah*, 'The Preface to the Reader' a3, pp. 2, 8. R. Sanderson : *Several Cases of Conscience discussed in Ten Lectures in the Divinity School at Oxford*, pp. 198-199. [E. Fowler :] *The Principles and Practices, of certain moderate divines of the Church of England, abusively called Latitudinarians*, pp. 323, 347. S. P. [Patrick] : *A Brief Account of the New Sect of Latitude-Men*, pp. 11-13.